



2026/02/16 10:35 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000281188
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	練馬区北町六丁目			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1556番26	宅地	71:71	:	1556番4から分筆 〔昭和42年5月24日〕	
[余白]	[余白]	79:70	:	③1556番36を合筆 〔平成8年6月26日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	平成8年6月25日 第33357号	所有者 練馬区北町六丁目38番16号 長 末 和 友 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
2	所有権移転	令和1年12月27日 第54242号	原因 令和1年7月4日相続 共有者 さいたま市中央区上落合九丁目11番25- 113号 持分2分の1 長 末 研 二 東京都練馬区錦一丁目34番12-401号 2分の1 長 末 英 二

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。